

第 1 分野

会社法

会社法



1 各テーマの関連

経営法務

会社法

会社法総論

1-1 会社の種類

株式会社の設立

1-2 会社の設立

1-3 定款記載事項

株主の権利・譲渡

1-4 株式

株式会社の機関

1-5 機関設計のルール

1-6 株主総会

1-7 取締役・取締役会

1-8 監査役・監査役会

1-9 会計参与・会計監査人

資金調達

1-10 資金調達

企業再編

1-11 合併 会社分割

1-12 株式交換 株式移転

1-13 株式取得 事業譲渡

1-14 簡易組織再編 略式組織再編

計算書類

1-15 計算書類 剰余金の配当

内部統制報告書

1-16 会社法・金融商品取引法上の開示制度

株式市場

1-17 株式市場 株式の公開(上場)

中小企業診断士にとっては、診断先の「会社」について知るためにも、会社法の理解は非常に重要になります。本テキストでは会社法で規定されている「会社の設立」、組織に関する「株式会社の機関」、会社運営をしていく上での「株主の権利」「企業再編」「資金調達 株式市場」、また会社を管理していく上での「計算書類」「内部統制報告制度」について学習していきます。

株式会社の設立では、会社設立までの基本的な流れと手続き方法を「1-2 会社の設立」で学習します。株式会社は定款作成から始まりますが、定款記載事項については「1-3 定款記載事項」、そして会社を動かす「1-5 機関設計のルール」について押さえましょう。

会社を運営していくには、外部から資金を集める必要があり、これは「1-10 資金調達」で学習します。株式の募集の一つに「1-17 株式市場 株式の公開（上場）」が挙げられます。また株式には種類により権利の内容が異なり、種類株式については「1-4 株式」で学習します。

また会社は運営していくうえで、「1-11 合併 会社分割」「1-12 株式交換 株式移転」「1-13 株式取得 事業譲渡」により結合や分割をして戦略的に企業組織を再編することができます。この他にも企業再編には様々な手続きが必要ですが、「1-14 簡易組織再編 略式組織再編」による簡易な手続きも認められています。本試験では頻出論点になりますので、これらの一連の手続きや概要についても押さえて下さい。

また会社は、株主、債権者の利害を調整する為にも「1-15 計算書類」の作成と公表、投資家への正確な情報提供を「1-16 会社法・金融商品取引法」で規定されており、それぞれの内容・制度を押さえる必要があります。

2 出題傾向の分析と対策

1 出題傾向

#	テーマ	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1-1	会社の種類									
1-2	会社の設立			1	1					
1-3	定款記載事項			1			1		1	
1-4	株式									1
1-5	機関設計のルール				1			1	1	1
1-6	株主総会									
1-7	取締役・取締役会			2					1	
1-8	監査役・監査役会			1	1		1			
1-9	会計参与・会計監査人				1				1	
1-10	資金調達						1			
1-11	合併 会社分割事業譲渡				2	1				
1-12	株式交換 株式移転									

1-13	株式取得 事業譲渡								
1-14	簡易組織再編・略式組織再編			1			1		
1-15	計算書類 剰余金の配当			1	1				
1-16	会社法・金融商品取引法上の開示制度				2				1
1-17	株式市場 株式の公開(上場)			1		1		1	

2 対策

毎年 3~5 割程度が会社法から出題され重要論点になります。経営法務においては「会社法」の学習は非常に効率がよい領域になり、頻出論点をまず押さえることが経営法務合格への近道となります。まず「機関」に関する問題は、H18 年~H24 年まで連続で出題されていますので必ず攻略して下さい。また会社設立(直近では H18 H20 H21 H22 H23)、社債・株式(直近では H18 H19 H20 H21)に関しては頻出論点になりますので、重要ポイントをまんべんなく押さえておく必要があります。

毎年出題されている「企業再編」については対策に注意しましょう。細部の論点を問う難問やケース問題が多く出題されています。重要ポイント・基本的知識を押さえた上で、消去法等の対応により正答確率を高めることが重要です。

経営法務に関しては、基本的知識で正解できる問題を確実に取ること、そして過去問対策により、やや難しい問題の正答確率を高めましょう。そのためには本テキスト・過去問を活用し、重要論点の整理及び過去出題された問題での問われ方を分析することで得点力をアップしましょう。

1

会社法総論

会社の種類

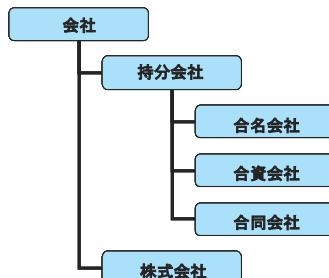


学習事項 合名会社 合同会社 株式会社

この テ 一 マ の 要 点

会社にはどんなものがあるのか？

会社は、個人では難しい大規模な経済活動を行うことを目的として、または、リスクのある事業を行うことを可能とするものとして社会制度上認められたものです。もっとも、会社法上、会社には株式会社の他に合名会社、合資会社および合同会社が規定されています。ここでは、いかなる会社が存在するのか学びましょう。


 過去問
トライアル

平成 22 年度 第 6 問 (改題)

会社の種類

類題の状況

H21 - Q16 H18 - Q3

会社を設立しようとしているあなたの友人甲と中小企業診断士であるあなたとの以下の会話を読んで、下記の設問に答えよ。なお、A～Dの空欄には、同一語句は入らない。

あなた：「それで設立する会社の種類はどうするのか？」

甲：「会社の種類ってなんだい。株式会社のことじゃないのか？」

あなた：「株式会社以外にも、A、B、Cを設立することができるんだよ。」

甲：「へえ。どう違うんだい。」

あなた：「会社法上では、出資者のことを社員というんだけど、その社員の責任の内容が違うんだ。」

A というのは、出資者全員が、無限責任社員といって、個人財産で限度なしに責任を負う会社で、逆に、B というのは出資者全員が、有限責任社員といって、出資の範囲内でしか責任を負わない会社だよ。」

甲：「へえ。そうすると、C というのは、なんだい。」

あなた：「C は、無限責任社員と有限責任社員と両方の社員がいる会社だよ。」

甲：「なるほどねえ。そういえば、ときどき D っていう名前も見るけどこれは会社じゃないの

かい。」

あなた：「それも会社だよ。でも、平成17年に会社法という法律ができたりしたので、平成18年5月からは設立することができなくなったんだ。」

会話中の空欄A～Dに入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

- | | | | |
|------------|----------|----------|----------|
| ア A : 合資会社 | B : 合同会社 | C : 有限会社 | D : 合名会社 |
| イ A : 合同会社 | B : 有限会社 | C : 合名会社 | D : 有限会社 |
| ウ A : 合名会社 | B : 合資会社 | C : 有限会社 | D : 合同会社 |
| エ A : 合名会社 | B : 合同会社 | C : 合資会社 | D : 有限会社 |

1 会社の種類

[1] 会社の種類

会社の種類は、[持分会社](#)と[株式会社](#)に分けられます。持分会社は、社員の人的つながりが強い会社形態であり、[小規模閉鎖的な会社](#)です。これに対し、[株式会社](#)は、社員の人的つながりは希薄であり、又、多数の社員が経営に関わることを予定している会社形態です。

なお、持分会社には、[合名会社](#)、[合資会社](#)、[合同会社](#)があります。

[2] 持分会社の特徴

社員の人的つながりが強いことから、内部関係については原則として[定款自治](#)が認められ、その設計が自由です。そのため、機関についても株式会社のような規制がありません。また、[社債の発行ができる](#)ようになりました。

1-1-1 各会社形態の比較

社員=出資者（株主） ≠ 従業員

		所有と経営の関係		
		所有と経営が分離 (物的会社) *組織の規律が厳格	所有と経営が一致（人的会社） *組織の内部自治が認められる	
出資者 (社員・構成員)と 会社債権者との関係	全社員（構成員）が 有限責任	株式会社 (含、特例有限会社) *間接有限責任社員多数	合同会社 (日本版LLC) *間接有限責任社員1 名以上	有限責任事業組合 (LLP) *要登記 *構成員2名以上
	無 限 責 任	最低1人以 上の直接無 限責任社員 (構成員)	—	合資会社 *直接無限責任社員 (法人も可能)と直接 有限責任社員の計2名 以上
	全社員（構成 員）が無限責 任	—	合名会社 *直接無限責任社員1 人以上(法人も可能)	民法上の組合 *登記不要
法人格（権利・義務の主体） の有無		あり		なし

2 合名会社

1 定義

合名会社とは、直接無限責任社員のみからなる会社のことです。小規模の会社形態ですが、社員の人的つながりが強く、実質的には組合といえます。ただ、法人である以上、権利・義務の帰属主体となります。

2 特質

社員が直接無限責任を負うことに対応して、社員は業務執行権と会社代表権を持ちます。所有と経営が一致しており、実質的には、社団というより組合に近い人的会社の典型例です。

組合に近いので、出資の目的は、財産・信用・労務のいずれでも良いです。人的会社であることの帰結です。

株式会社とは異なって、会社財産が重視されないため、退社制度が認められますが、人的会社であることから、他人を会社に関与させるべきではありませんので、他の社員の承諾が無い限り、原則として持分の譲渡は出来ません。また、定款によって禁止することも出来ますので、投下資本の回収方法としては有効とはいえないません。

3 設立

合名会社では、株式会社とは異なって、社員の個人財産に対しても会社債権者は会社に生じた債権を行使できますから、債権者保護の要請は低く、設立手続は簡素で、定款作成と設立登記のみです。

3 合資会社

1 定義

合資会社とは、直接無限責任社員と間接有限責任社員からなる会社のことです。合資会社も人的会社ですから、その実態は合名会社と大差ないです。

2 特質

各社員は原則として業務執行権を有し、義務を負います。ただし、定款の定めにより業務執行社員を定めることが出来ます。間接有限責任社員が業務執行権を有することが従来の商法と異なります。

なお、間接有限責任社員の出資は金銭等に限られています。

4 合同会社

1 定義

合同会社とは、間接有限責任社員からなる持分会社のことです。創業の活発化、協同開発研究、産学連携の促進等を図るために、株式会社よりも柔軟な経営が可能な有限責任の法人を制度化したものです。

2 特質

各社員は原則として業務執行権を有し、義務を負います。ただし、定款の定めにより業務執行社員を定めることができます。間接有限責任社員が業務執行権を有することが従来の商法と異なります。

なお、間接有限責任社員の出資は金銭等に限られています。

3 設立

社員になろうとする者が、定款作成後、設立の登記をする時までに、その出資にかかる金銭の全額を払い込み、または、その出資にかかる金銭以外の財産を全部給付しなければならない点は株式会社と同じです。しかし、現物出資についての不足額填補責任や変態設立事項に関する検査役の調査などは要求されていない点が異なります。ただし、出資を怠った場合には、損害賠償責任を負います。

定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、出資の払い戻しの請求をすることが出来ません。これに対して、持分の払い戻しは認められますが、一定の場合には債権者が異議を述べることが可能です。

OnePoint	持分会社の特徴
持分会社は、所有と経営が一致していることから、以下のような特徴が認められます。	
1.	所有と経営の一一致を法律上要求する（業務執行は、社員が行わなければならぬ）
2.	社員全員で定款を作成し、定款変更には、原則として、社員全員の同意が必要
3.	社員全員の同意が無い限り、持分の譲渡も、新社員の加入もできない

5 株式会社

1 定義

株式会社とは、社員の地位が、細分化された割合的単位の形式をとり、その社員が、会社に対し各自の引受額を限度とする間接の有限責任を負うだけで、会社債権者に対しては直接の責任を負わない会社をいいます。

2 特質

- 所有と経営の分離が認められます（ただし、閉鎖的会社では、株主も経営に参加する意思が強いので、所有と経営の分離の程度が狭くなります）。
- 株主は、間接有限責任しか負いません。
- 機関設計の柔軟化が広く認められます。
- 対価の柔軟性が認められるようになりました（特に合併など）。
- 株主の議決権は、一株一議決権とし、資本多数決の原則が妥当します。株主に退社制度が認められないことから、原則として株式の払い戻しは認められませんが、株式を譲渡することで投下資本を回収できます。

合同会社と類似のものとして**有限責任事業組合**があります。これは、合同会社では認められなかった**構成員課税**を認めるべく、イギリスのLLPに準拠したものです。いざれも構成員の全員が有限責任を負い、また、内部関係については組合的規律が適用される点は同じですが、有限責任事業組合は組合である以上、法人格は認められず、権利義務の帰属主体とはなりません。また、株式会社等の会社との間における組織再編行為は認められません。

【構成員課税】

法人等の利益に対して課税されず、構成員の所得に対して課税する課税制度のことでバスループ課税とも呼ばれます。通常、法人の所得を個人に分配する場合、法人税を支払った上で、配当にも課税されますが、構成員課税が利用できる場合、個人の所得税の支払のみで足ります。

1-1-2 会社・組合形態の比較

	株式会社	LLC	LLP
資本金	1円以上	1円以上	2円以上
定款認証	必要	不要（要、作成）	定款そのものが不要（契約書）
決算公告義務	有	無	無
配 当	出資割合	自由	自由
課 稅	法人課税+所得税（二重課税）	法人課税+所得税（二重課税）	*構成員課税（バスループ課税）
組織変更	LLCに変更可・ LLPに変更不可	株に変更可・ LLPへ変更不可	（株）・ LLCへ変更不可
存続期間	無	無	有

OnePoint

LLP の活用事例

LLPが活用されるのは、法人や個人が連携して行う共同事業です。

具体的には、

- ・ 大企業同士が連携して行う共同事業（共同研究開発、共同生産、共同物流、共同設備集約など）
- ・ 中小企業同士の連携（共同研究開発、共同生産、共同販売など）
- ・ ベンチャー企業や中小・中堅企業と大企業の連携（ロボット、バイオテクノロジーの研究開発など）
- ・ 異業種の企業同士の共同事業（燃料電池、人工衛星の研究開発など）
- ・ 産学の連携（大学発ベンチャーなど）
- ・ 専門人材が行う共同事業（ITや企業支援サービス分野：ソフトウェア開発、デザイン、経営コンサルティングなど）
- ・ 起業家が集まり共同して行う創業



Keyword

▶ 所有と経営の分離

株式会社の実質的所有者の集合体である株主総会は、本来万能・最高の機関のはずですが、実際には経営の意思や能力がないことが多いです。そこで、株式会社では、株主が業務を執行する取締役等を選任し、原則として、取締役等が経営上の意思決定と執行をします。このように、所有者と経営者が異なることを、所有と経営の分離といいます。

▶ 間接有限責任

間接有限責任とは、株式会社の社員である株主は、会社に対してその有する株式の引受額を限度とする有限の出資義務を負うだけで、会社債権者に対してなんらの責任も負わないことをいいます。

過去問トライアル解答

エ



株式会社の設立
会社の設立

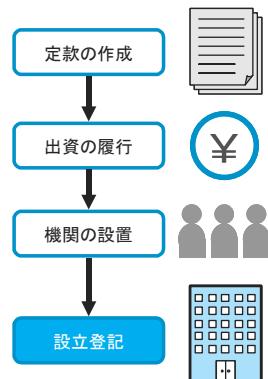


学習事項 合名会社 合同会社 株式会社

このテーマの要点

会社設立4つの過程、設立手法を理解！

会社設立手法により手続きがそれぞれ異なります。また登記しなければならない事項もいくつかあります。会社設立には大きく分けて4つのフローが必要です。まず発起人（会社設立の企画者・設立者）により定款（会社の基本ルール）の作成から始まります。そして会社を運営するために株主となる者が会社に財産を提供し、取締役等の機関を設置します。最後に本店所在地において登記をすることで株式会社は設立されます。本テーマでは株式会社設立の流れと、その種類について学習します。

過去問
トライアル

平成18年度 第1問（改題）

会社の設立

類題の状況

H19 - Q2

依頼者A氏から、小規模な会社を設立して新しい事業を行いたいが、会社法ができたことで会社の設立手続に変更があったのかどうか詳しく教えて欲しいとの依頼を受けた。

あなたのアドバイスとして最も適切なものはどれか。

- ア 株式会社設立の登記を行う際に、出資の履行が行われたことを示す書面を添付しなければなりませんが、発起設立・募集設立いずれの場合も、当該書面は、銀行預金の残高証明だけで足りることになりました。
- イ 取締役会が設置されない小規模な株式会社の場合であっても、発起人が作成した定款に公証人の認証を受ける必要があります。
- ウ 会社の設立登記は、法律の定める手続きが終了した日など、一定の日から1週間以内に行う必要がある。
- エ 発起設立・募集設立とともに会社設立後の株主総会で取締役等が選任される。

1 会社の設立

会社の設立には**発起設立**と**募集設立**があり、設立の流れが異なるので試験対策上注意が必要です。

1 発起設立

発起設立では、発起人が設立時に発行する株式総数を引き受け、遅滞なく発行価格全額を払い込む必要があります。

2 募集設立

募集設立では、発起人が引き受けなかった株式について、引き受けてくれる出資者を募集する必要があります。

2 発起設立と募集設立の違い

発起設立と募集設立の特徴を理解した上で、それぞれの違いを押さえましょう。

1 払込取扱金融機関の証明

払込取扱金融機関（銀行・信託会社）への払込時の制度が異なります。

発起設立：**払込金保管証明**は必要なく、**残高証明等の方法**で足りる

募集設立：**払込金融機関による払込保管証明**が必要

2 創立総会

募集設立は発起設立と異なり、発起人以外の不特定多数の株式引受人、出資者が関わるため、払込取扱金融機関の証明、**創立総会**が必要になります。**募集設立では払込後に創立総会が開催されます**。募集設立では、株式引受人によって構成される議決機関が設置されます。具体的には、設立に関する事務の監督や決議を行います。募集設立の機関の選任は、創立総会で決議することができます。

3 設立登記

登記は本店所在地を管轄する法務局（登記所）で行われます。この設立登記は一定の日から2週間以内に行わなければなりませんが、発起設立と募集設立では一定の日の基準が異なります。

発起設立：**設立時取締役等の設立手続調査が終了した翌日から2週間以内**

募集設立：**創立総会の終結の日の翌日から2週間以内**

3 設立登記事項

設立登記がなされることにより、法人格が付与され、会社が成立します。設立登記は法人が実在するという証明書に当たり、登記の後でなければ、善意の第三者（当事者間に存在する特定の事情を知らない第三者）に対抗できません。

設立登記事項には、株式会社の機関・種類などがあります。試験対策上では、重要な事項は次の通りです。

- (1) 目的、商号、本店・支店の所在場所、資本金の額、発行可能株式総数、発行する株式の内容
- (2) 取締役、代表取締役、会計参与、監査役の氏名、会計監査人の氏名、代表取締役の住所
- (3) 取締役会設置会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社、委員会設置会社であるときはその旨

過去問トライアル解答

イ

M

EMO

3

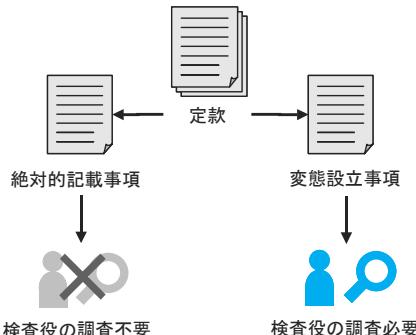
株式会社の設立
定款記載事項

学習事項 定款記載事項、変態設立事項、事後設立

この一マの要点

変態設立事項および検査役の役割について理解！

本節では定款記載事項について学習します。会社設立時の定款には絶対的記載事項、相対的記載事項（変態設立事項）が記載されます。試験対策上では、絶対的記載事項、変態設立事項の概要をおさえ、また検査役の調査を要しないケースを理解することが重要になります。また、財産引受の潜脱として行われる事後設立についても学びましょう。



過去問	平成18年度 第1問
トライアル	変態設立事項（現物出資）
類題の状況	H22 - Q1 H21 - Q3

依頼者A氏から、小規模な会社を設立して新しい事業を行いたいが、会社法ができたことで会社の設立手続に変更があったのかどうか詳しく教えて欲しいとの依頼を受けた。

あなたのアドバイスとして最も適切なものはどれか。

- ア 株式会社設立の登記を行う際に、出資の履行が行われたことを示す書面を添付しなければなりませんが、発起設立・募集設立いずれの場合も、当該書面は、銀行預金の残高証明だけで足りることになりました。
- イ 現物出資に検査役の調査が不要となる範囲が拡大されましたので、現物出資財産について定款に記載された価額の総額が500万円以下であれば、検査役の調査は不要です。
- ウ 取締役会が設置されない小規模な株式会社の場合は、設立手続も規模に応じて簡素な形式になりましたので、発起人が作成した定款に公証人の認証を受ける必要はありません。
- エ 有限会社を設立することは原則できることとなりましたが、特例として資本金の額が10万円以下であれば、設立する会社を有限会社とすることもできます。

1 定款の記載事項

株式会社の設立には、まず定款の作成が必要になります。この定款は、発起人が作成します。作成された定款（原始定款）は、公証人の認証を受ける必要があります。この認証がないと、定款の効力は発生しません。

この定款は、電磁的記録によって作成することができます。定款には、次の事項を記載します。

[1] 絶対的記載事項

基本的かつ重要な事項であり、この記載がなければ定款は無効です。

1-3-1 絶対的記載事項

① 会社の目的	会社の事業目的を記載する。
② 商号	会社が自己を表すために用いる名称
③ 本店の所在地	最小行政区画（市町村／東京特別区）により記載する。
④ 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額	これに記載された額以上の財産が現実に出資されなければならぬ。
⑤ 発起人の氏名又は名称及び住所	これに記載されたものが発起人となる。定款に発起人として署名した者は、実質的な発起人でない場合であっても、法律上、発起人として扱われる。
⑥ 発行可能株式総数	株主総会の決議によらず、取締役会の決議だけで発行ができる株式数で、この上限の範囲内であれば、取締役会で自由に株式を発行できる（取締役会設置会社の場合）。

[2] 変態設立事項（相対的な記載事項）

発起人の権限濫用が生じやすく、また会社に対する重大な損害を与えかねない一定の事項については、変態設立事項として、特別の規制に服するものとされています。変態設立事項とされるものについては、定款への記載が要求され、また、検査役の調査など、特別な手続が付加されています（詳しくは次項図参照）。

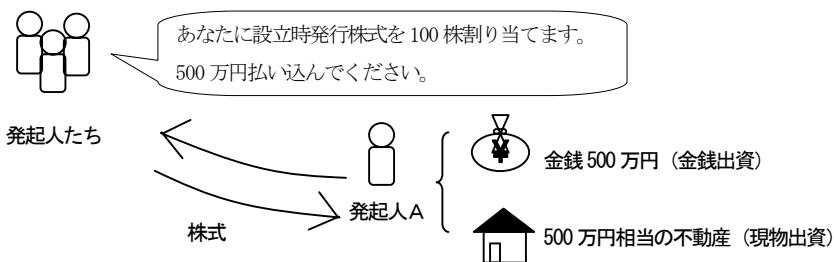
1-3-2 変態設立事項

変態設立事項	意義	趣旨
現物出資	金銭以外の財産をもってする出資。設立時においては、発起人のみがなし得る。	目的物が過大に評価され、成立当初からその財産的基礎が害される事態を防止する。他の出資者との公平。
財産引受け	会社のために会社の成立を条件として特定の財産を譲り受けることを約する契約。開業準備行為の1つ。 ex. 製品の原材料を会社の成立後に譲り受けることを約する契約	目的物の過大評価により、会社財産が害されることを防止する。現物出資規制の潜脱防止。
発起人の報酬その他の特別の利益	設立中の会社の機関として行った労務に対する報酬その他の利益	「お手盛り」により会社財産が害されることを防止する。
設立費用	会社設立に必要な取引行為から生じる費用のうち、会社が負担すべきもの。	無制限な負担により会社の財産が害される事態を防止する。

1 現物出資

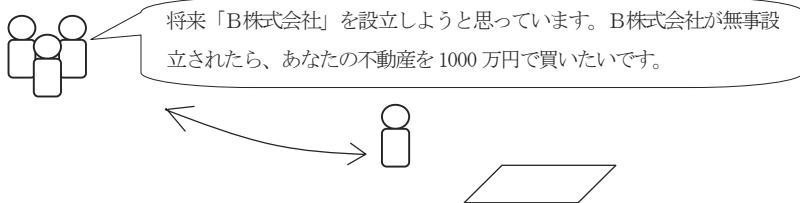
金銭以外の財産をもってする出資になります。株式会社の設立の際に現物出資できるのは、発起人に限られます。現物出資する者の氏名・名称・当該財産およびその価格ならびに当該出資者に対して割り当てる設立発行株式の数について、定款に記載しなければなりません。

例えば、設立時発行株式1株が5万円で発行される場合に、設立時発行株式を100株引き受けの場合、500万円の金銭で出資をするのが原則であるが、500万円相当の不動産や債権を出資することも、400万円の金銭のほか、100万円相当の債権を出資することもできます。



2 財産引受け

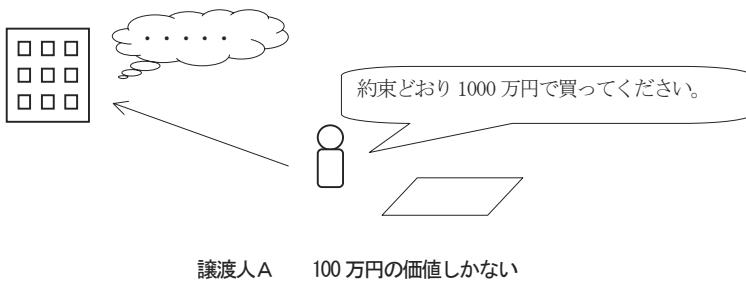
会社の成立を条件として、成立後の会社のために一定の事業用の財産を譲り受ける契約をいひます。成立後に譲り受けることを約した財産およびその価額ならびに譲渡人の氏名・名称を定款に記載しなければなりません。



売買契約
(財産引受け)

財産引受けをする場合、定款には①財産引受けの対象となる財産とその価額、②譲渡人の氏名又は名称を定めなければなりません。

譲渡人は会社設立後株主となるわけではありませんが、目的財産を過大に評価してしまうと、会社はその分損をしてしまいます。そのため、現物出資同様、厳格な規制がされています。



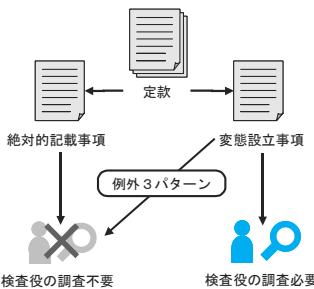
譲渡人A 100万円の価値しかない

3 検査役の調査を要しない場合

変態設立事項は検査役の調査が必要ですが、以下の場合は不要になります。

- 少額の場合：現物出資財産等で、定款に記載、記録された価格が500万円を超えない場合。
- 目的物が市場価格のある有価証券の場合：市場価格のある有価証券であり、定款で定める価格がその相場を超えない場合。
- 弁護士等の証明を受けた場合：定款に記載、記録された価格が相当であるとして、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士または税理士法人の証明を受けた場合（目的物が不動産であるときは、不動産鑑定士の鑑定評価が必要）

1-3-3 検査役の調査



2 事後設立の手続きと変態設立事項との比較

事後設立は、時期を少しずらすだけで、財産引受けの規制を免れることができないよう、株主総会の特別決議による承認を得なければなりません。従来は、事後設立に関しても、検査役の調査が必要でした。平成17年の会社法改正で、検査役にかかるコストやスケジュール等、事業運営に障害が生じないよう規制が緩和され、検査役の調査規定は廃止されました。これにより、中小企業における事後設立が機動的にできるようになりました。

1-3-4 事後設立と変態設立事項との比較

	現物出資（注1）・（注2）	財産引受け（注3）	事後設立
内容	金銭以外の財産による出資で、現物出資者は、発起人限る	発起人が、会社の設立を条件として、会社のために特定の財産を譲り受けることを、会社の設立前に約束する契約	会社の成立後2年以内に、成立前から存在する財産で、事業のため継続して使用するものを、会社の純資産額の5分の1以上に当たる対価で取得する契約
原則	①原始定款への記載、記録 ②検査役の調査（検査役の選任は、会社の本店所在地の地方裁判所へ発起人が申し立てる）	①株主総会の特別決議の承認 ②検査役の調査不要	
例外	<検査役の調査を要しない場合> ①対象財産の総額が500万円を超えない場合 ②対象財産が市場価格のある有価証券（取引所相場・店頭登録・グリースート銘柄）であり、定款で定める価格がその市場を超えない場合 ③現物出資・財産引受けが相当であることにつき、弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人、税理士または税理士法人の証明を受けた場合（不動産の場合には、不動産鑑定士の鑑定評価も必要）	新設合併、新設分割または株式移転により設立された会社は、株主総会の特別決議は不要（注4）	

（注1）資産として計上することができる、かつ譲渡可能なものであれば、出資の目的物とすることができます（動産、不動産、有価証券、債権、知的財産権、事業の全部または一部も可能）。

（注2）会社成立時における実価が定款所定の価格に比して著しく不足する場合には、現物出資者および財産引受けの譲渡人である発起人が不足額の填補責任（無過失責任）を負う。

（注3）特定の財産は、積極財産、消極財産の両方の財産を含む事業でもよい。

(注4) 会社法467条1項5号括弧書。既に、組織再編行為を行った会社に、再度、株主総会の特別決議を要求する必要はないからである。

過去問トライアル解答

イ

4

株式の種類・譲渡

株式

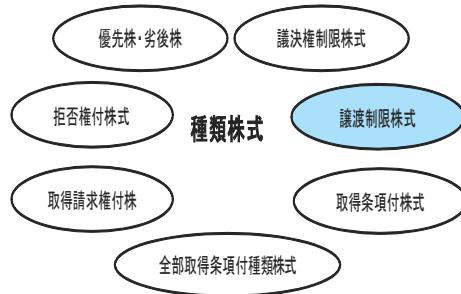


学習事項 株主の権利、種類株式、譲渡制限株式、自己株式

この一マの要点

株式譲渡は自由であることと、制限される場面を理解！

本節では株式について学習します。株式とは、株式会社における社員の地位を表現する言葉です。株式の譲渡は原則として自由です。（株式譲渡自由の原則） また株式会社が剰余金の配当、その他の権利の内容が異なる内容を定めた2以上の株式のことを種類株式といい、9つの種類株式が規定されています。譲渡制限株式は種類株式のひとつであり、株式の譲渡制限を付している株式のことをいいます。また、自己株式についても学びます。

過去問
トライア
ル平成18年度 第16問
譲渡制限株式

類題の状況 H23-06 H18-Q15 H23-Q17 H21-Q18

譲渡制限株式に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 株式会社は、原則として、譲渡等承認請求の日から3ヶ月以内に承認するか否かの決定を通知しなかった場合、当該譲渡等を承認したものとみなされる。
- イ 譲渡制限株式を発行した株式会社に対し、譲渡制限株式を譲渡しようとする株主は譲渡承認の請求をすることができるが、譲渡制限株式を取得した者からの請求はできない。
- ウ 定款で定めることにより、譲渡制限株式の譲渡に関する承認機関を代表取締役とすることができる。
- エ 定款において、譲渡による株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨を定めた場合には、相続・合併による取得についても、当該株式会社の承認が必要である。

1 株主の権利

1 株式

株式とは、株式会社における社員の地位を表現する言葉です。この地位を所有する者を株主と呼びます。株式は、細分化均一的な割合的単位であるため、株主は、出資額に応じて複数の株式を持つことになります（持分複数主義）。この点は、社員が出資の額に応じて大きさの異なる1個の地位を有する持分会社と異なります（持分単一された主義）。

2 株主の権利

株式の所有者である株主の権利（株主権）は、「自益権」と「共益権」に分けられ、共益権は、さらに単独株主権と少数株主権に分けられます。

会社法制定により、株主は、①剰余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利、③株主総会における議決権、を有することが明文化され、自益権及び共益権を有することが明示されています。

自益権はすべて単独株主権ですが、共益権には、議決権、責任追及等の訴え（株主代表訴訟）等の単独株主権のほか少数株主権が定められており、株主間の経営上の意見が大きく異なる場合等に効果的です。

1-4-1 自益権と共益権

株
主
の
権
利

自益権

株主が会社から経済的利益を受けることを目的とする権利

共益権

株主が会社の経営に参与し、または業務執行の監督・是正をする権利

単独株主権

一株でも有していれば行使することができる権利

少数株主権

総株主の議決権の一定割合以上または発行済株式の一定割合以上を有する株主のみが行使できる権利

3 株主平等原則

株主平等の原則とは、株主が、株主としての資格に基づく法律関係について、その所有する株式の内容及び数に応じて平等の取扱を受けることをいいます。

株主平等の原則の内容は、①各株式の内容が平等であること（内容の平等）、②各株式の内容が平等である限り、同一の取扱をしなければならないこと（取扱の平等）ですが、法律により例外が設けられることもあります（例えば、少数株主権など）。

株主平等の原則は衡平の観点から明文化されていますが、公開会社でない株式会社については、定款の定めにより、株主の基本的権利について株主ごとに異なる取扱いを行うことができるという例外が認められて

います。

1-4-2 株主の権利

自 益 権	剩余金配当請求権
	残余財産分配請求権
	新株予約権
	株式買取請求権
	募集株式の割当てを受ける権利 株主名簿の名義書換請求権
共 益 権	共益権の中心となるのは、株主総会における議決権であり、その他、さまざまな監督権がある。 共益権は、単独株主権と少数株主権に分かれる。
	議案提案権 (会社法 304 条)
	議決権
	総会決議取消訴権
	設立無効訴権
	累積投票請求権
	株主代表訴訟提起権 取締役等の違法行為差止請求権

1-4-3 少数株主権

議題提案権 議案の要領の通知請求権	公開会社である取締役会設置会社においては、総株主の議決権の 1 %以上または 300 個以上を 6 カ月前から引き続き保有する場合 (公開会社でない取締役会設置会社は保有期間なし) *取締役会非設置会社では、単独株主権となっている
総会に関する検査役の選任 請求権	総株主の議決権の 1 %以上を保有する場合 (公開会社である取締役会設置会社ではさらに 6 カ月前より引き続き保有していることが必要)
株主総会招集権	総株主の議決権の 3 %以上を 6 カ月前から引き続き保有する場合 (非公開会社は保有期間なし)
役員の解任請求権 清算人の解任請求権	総株主の議決権の 3 %以上または発行済み株式の 3 %以上の数の株式を 6 カ月前から引き続き保有する場合 (非公開会社は保有期間なし)
会計帳簿閲覧請求権業務・ 財産調査のための検査役選 任請求権	総株主の議決権の 3 %以上または発行済み株式の 3 %以上の数の株式を保有する場合 (保有期間の要件なし)
会社解散請求権 会社更生手続開始の申立	総株主の議決権の 10 %以上または発行済み株式の 10 %以上の数の株式を保有する場合 (保有期間の要件なし)

2 種類株式

資金調達と支配関係の多様化を図るために発行します。定款により、株式の内容と発行可能種類株式の総数を定め、かつ、登記をしなければなりません。

1-4-4 主な種類株式

①	優先株	他の株式に比べて優先的取扱を受ける株式。多くの場合、配当や会社清算時の残余財産を普通株に優先して受ける権利を有する一方、議決権に一定の制限が付されている。
	劣後株	配当や残余財産の分配について、他の株式に比べて劣後の内容をもつ株式。既存株主の利益をなるべく損なわずに増資したい場合に用いられる。
②	議決権制限株式	全部議決権制限株式と一部議決権制限株式。 <発行総数制限> ア. 公開会社：発行済株式総数の2分の1 イ. 非公開会社：制限なし
③	取得請求権付 (種類) 株式	株主がその株式会社に対して株式の取得を請求することができる株式。同株式を発行する場合は、その取得の対価（金銭・株式・社債・新株予約権等）を定款で定めなければならない。
④	取得条項付 (種類) 株式	株式会社が、一定の事由が生じたことを条件として、強制的にその株式を株主から取得することができる株式。種類株式発行後に同株式に変更する場合は、当該種類株式を有する株主全員の同意が必要。<敵対的買収の防衛策>
⑤	全部取得条項付 種類株式	2つ以上の種類株式発行会社が、 株主総会の特別決議 によって、そのうちの1つの種類株式の全部または複数の種類株式の全部を取得することができる株式。 <敵対的買収の防衛策>
⑥	拒否権付株式 (黄金株)	株主総会等の決議のほか、当該種類株式の種類株主総会の決議を必要とする株式。<敵対的買収の防衛策>

3 株式の譲渡

投下資本の回収方法には、①株式を譲渡する、②出資の払戻を受ける、という2つの方法があります。株式会社では、資本維持の原則から、出資の払戻が厳しく規制されているため、①の方法が重要です。

そして、この株式の譲渡は、原則として自由です（[株式譲渡自由の原則](#)）。株券発行会社では、株主の地位（株式）は、株券という有価証券に表章されているので、株式の譲渡は、譲渡の意思表示とともに株券を交付することを要します。

1 公開会社と非公開会社

発行株式の「全部」に譲渡制限を定めている会社が非公開会社、それ以外は公開会社になります。注意が必要なのは、「一部」に譲渡制限を定めている会社は「公開会社」になることです。

2 承認機関

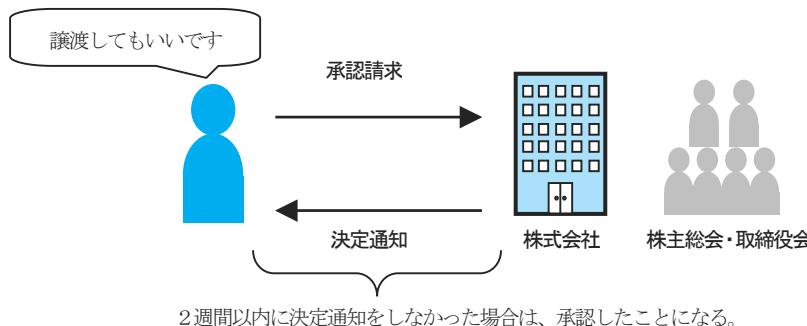
承認機関は株主総会決議（普通決議）です。ただし取締役会設置会社では取締役会決議になります。定款で別の承認機関を定めることも可能です。

3 承認期間

株式会社へ承認請求後、2週間以内に決定通知を出さない場合は、承認したものとされます。

4 売買価格の決定

原則として売買当事者間（株式会社と承認請求者）の協議買取通知の日から20日以内に裁判所に対して、売買価格の決定の申立てをすることができます。この場合、裁判所が定めた額が売買価格になります。



4 自己株式

自己株式とは、株式会社が有する自己の株式のことをいいます。会社は一定の規制の下で、自己株式の取得及び保有が認められています。

原則として、**剩余金の分配可能額の範囲内**でなければ、自己株式の取得をすることはできません。

また、自己株式の保有期間に特別の制限はありませんが、株主に認められる、共益権（議決権、監督権）の行使は会社支配の公正を維持するため認められません。さらに、自益権（剩余金配当請求権、残余財産分配請求権、株式・新株予約権等の割当てを受ける権利）も認められません。

なお、自己株式の処分をする場合には、原則として募集株式の発行の手続によります。

1-4-5 自己株式

メリット	①株式市場の安定化：株式の相互保有解消の際の受け皿 ②組織再編の容易化：吸収合併、吸収分割、株式交換の際、 代用自己株式 に利用 ③敵対的買収の対抗策
デメリット	①資本維持原則や株主平等の原則に反する。 ②会社支配の公正や株式取引の公正を害する。
(1) 株主との合意に基づく有償取得 (合意取得)	<p>(1) 市場取引・公開買付による取得</p> <p>株主全員に申込機会を与えて行う取得（ミニ公開買付）</p> <p><原則></p> <p>株主総会（定時・臨時）の普通決議により、取得する株式の種類・数・額・取得期間（1年以内）を決定し、株主に通知する（公開会社は公告でも可）。</p> <p><例外></p> <p>取締役会設置会社は、定款の定めにより取締役会決議で取得できる。</p> <p>(2) 市場取引・公開買付以外による取得</p> <p>特定の株主からの取得（相対取引）</p> <p>株主総会（定時・臨時）の特別決議（授權決議）により、取得する株式の種類・数・額・取得期間を決定し、特定株主に通知（公開会社は公告でも可）する。</p> <p>なお、他の株主への売主追加請求権の通知が必要であるが、下記の場合は通知不要。</p> <p>(a) 市場価格のある株式を市場価格以下で取得 (b) 非公開会社が相続人等の一般承継人から取得 (c) 原始定款または株主全員の同意による定款変更 (d) 子会社からの株式取得</p>
(2) 株主との合意に基づかない強制取得	譲渡制限株式の譲渡を承認しない場合において買取等の請求があった場合、全部取得条項付種類株式の取得請求、譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求をした場合（以上、株主総会の特別決議）、取得条項付株式の取得 など
(3) 財源規制	(原則) 剰余金の分配可能額の範囲内。

過去問トライアル解答

ウ